

経費(組合費)の賦課及び徴収方法の決定について

1. 平成30年度の経費(組合費)の賦課及び徴収方法の決定について

平成30年度の全日本自動車部品卸商協同組合(以下「全部協」という。)の事業に充てるため、一組合員に賦課する金額及び徴収方法については、次のとおりとする。

【賦課金及び賦課徴収方法】

(1) 一般賦課金：一組合員当たり 月額5,000円

(年額：60,000円=5,000円×12カ月)

(2) 賦課金の徴収方法：

年間賦課金(途中加入の組合員は、加入時からの月数を乗じた額)の支払いは年1回とし、組合員が指定する銀行口座から引き落としにより徴収することを原則とするが、途中加入組合員(銀行口座引き落とし徴収に協力できない組合員を含む。)については、全部協が請求する支払期限までに指定口座に振り込むことにより徴収する。ただし、都道府県を地区とする全部協の道府県支部又は道府県自動車部品商組合が所属する全部協組合員に係る賦課金を一括して徴収し支払う場合には、本組合の承認を得て当該組合員の年額賦課金を分割納付することができるものとする。

2. 平成31年度以降の経費(組合費)の賦課及び徴収方法の決定について

平成31年度から平成33年度の全日本自動車部品卸商協同組合(以下「全部協」という。)の事業に充てるため、一組合員に賦課する金額及び徴収方法については、次のとおりとする。

ただし、平成34年度以降に、一組合員に対して賦課する経費(組合費)の金額については、共同購買事業及びETCセントアップ事業等に係る組合員の利用状況に基

づく収益の増加額を勘案して適切な賦課金額（組合費）とする。

【平成 31 年度～平成 33 年度の賦課金及び賦課徴収方法】

(1) 一般賦課金：一組合員当たり 月額 7,000 円

(年額：84,000 円 = 7,000 円 × 12 カ月)

(2) 賦課金の徴収方法：

年間賦課金（途中加入の組合員は、加入時からの月数を乗じた額）の支払いは毎月払いとし、組合員が指定する銀行口座から引き落としにより徴収することを原則とするが、途中加入組合員（銀行口座引き落とし徴収に協力できない組合員を含む。）の年間賦課金については、全部協が請求する支払期限までに指定口座に振り込むことにより年 1 回の徴収する。ただし、都道府県を地区とする全部協の道府県支部又は道府県自動車部品商組合が所属する全部協組合員に係る賦課金を一括して徴収し支払う場合には、本組合の承認を得て当該組合員の年額賦課金を分割納付することができるものとする。